明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務二三二）　一
○モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画のための贈与に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二二一）　二
○国税庁の保有する行政文書の開示請求手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件（国税庁一一）　五
○国税庁の保有する個人情報の開示請求手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件の一部を改正する件（国税庁一一）　五
○平成二十五年の大西洋くろまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限を定める件（農林水産二〇八七）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二〇八八～二〇九一）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（国土交通六四九）　六
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同六五〇、六五一）　六
○船舶安全法及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき船級協会の登録を更新した件（同六五二～六五五）　六
○道路に関する件（東北地方整備局一五五～一六〇）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（中部地方整備局一三八）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局一五五、一五六）　七
○道路に関する件（九州地方整備局一二二）　七
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（山口県公安委三〇）　八
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（福岡県公安委一六五）　八

〔国会事項〕　八

〔人事異動〕

法務省　財務省　農林水産省　九

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十五年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験合格者（公認会計士・監査審査会）　一〇

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇

〔公告〕

諸事項

官庁　一三
金融商品取引業者営業保証金取戻し、登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所　一三
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
地方公共団体　一三〇
教育職員免許状失効関係　一三〇
会社その他　一三〇

告示

○法務省告示第二百三十二号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市町村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十五年七月十三日から効力を生ずる。

平成二十五年六月二十六日　法務大臣　谷垣　禎一

北海道寿都郡寿都町長
鹿児島県鹿児島郡三島村長
青森県八戸市長
大阪府交野市長

○外務省告示第二百二十一号

平成二十五年六月十日にモンロビアで、モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がリベリア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　四十九億三千九百万円
3　贈与の供与期限　平成三十一年十二月三十一日まで
4　署名者
日本側　二階尚人在リベリア大使
リベリア側　オーガスティン・ペヘ・ガファン外務大臣

平成二十五年六月二十六日　外務大臣　岸田　文雄

○国税庁告示第十一号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件（平成十三年国税庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月二十六日　国税庁長官　稲垣　光隆

呉税務署の項中「西中央二丁目一番二十一号」を「中央三丁目九番十五号」に改める。